

宅建朝から1問 宅建業法 宅建士証 宅建 H25-30-2 ≪#929≫

【問】 正誤をつけよ。

宅地建物取引業者が、宅地建物取引士をして取引の相手方に対し重要事項説明をさせる場合、当該宅地建物取引士は、取引の相手方から請求がなくても、宅地建物取引士証を相手方に提示しなければならない、提示しなかったときは、20万円以下の罰金に処せられることがある。

【答え】 誤り

≪ポイント≫ 宅建士証の提示【宅建★入門】

- 宅建士は、**重要事項の説明をするときは**、説明の相手方に対し、**宅建士証を提示**しなければならない。
 - ⇒ **重説**の時には、**必ず提示**しなければならない(IT重説でも)
 - ⇒ 違反した者は、**10万円以下の過料**
- 宅建士は、**取引の関係者から請求があつたときは**、**宅建士証を提示**しなければならない。
 - ⇒ この規定に違反をしても、**罰則はない**

【渋谷会】夏の宅建講座をご利用ください

夏から一気に挽回 ⇒ 「宅建 夏からインプット【速攻 30】講座」

本試験での解き方を知りたい ⇒ 「宅建過去問演習講座」アウトプット講座

直前期に効率的に学習したい ⇒ 「宅建 夏から【速攻】合格セット」上記2講座のセット

<https://shibuyakai.com/>